

栃木県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、栃木県知事から平成23年度包括外部監査結果に対して講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月29日

栃木県監査委員 梶 克 之
同 早 川 尚 秀
同 黒 本 敏 夫
同 田 崎 昌 芳

行第61号
平成25年3月19日

栃木県監査委員 梶 克 之 様
同 早 川 尚 秀 様
同 黒 本 敏 夫 様
同 田 崎 昌 芳 様

栃木県知事 福 田 富 一

平成23年度包括外部監査結果に対する措置について（通知）

このことについて、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

平成23年度包括外部監査結果に対する措置状況

1 警察本部の委託料及び財政的援助団体等に関する事務の執行等について

項 目	監 査 結 果	講 じ た 措 置
<p>1 栃木県交通安全協会に対する委託業務等</p> <p>(1) 更新等事務補助業務委託</p> <p>○ 随意契約のあり方</p> <p>(2) 更新通知事務委託</p> <p>○ 委託単価の計算方法</p>	<p>この委託契約が随意契約のため、経済的合理性及び効率性の観点から改善が進みにくいことは否定できない事実であり、昨今の地方自治体の民間への業務委託の方式が、特別の事情がない限り競争入札方式へ移行してきていることを踏まえると、この方式へ移行すべきものと考えられる。この点について、平成23年度から一般競争入札へ移行していることは評価できるものである。</p> <p>人件費の単価計算は、県職員行政職の初任給をもとにしており、免許証更新連絡事務については平成20年度、高齢者講習通知事務については平成19年度の分をもとにして異なる年度の人件費を参考にしており、本来は最新の数値で単価計算をするべきである。</p>	<p>業務委託の契約方法については、平成23年度から業務内容を勘案した上で、適切な契約方法への見直しを図っている。</p> <p>当該委託契約は、平成23年度から一般競争入札へ移行したところであり、今後とも適切な契約方法を選択していく。（運転免許管理課）</p> <p>委託単価の積算については、平成23年度から業務1件当りの単価契約から、契約年度直近の非常勤報酬月額に基づく人件費及び契約年度の更新連絡予定者数に基づく諸経費の年間所要額を計上する総額方式に変更した。（運転免許管理課）</p>

(3) 行政処分者講習	<p>また、維持費については、平成21年度の更新連絡予定者数で計算しているが、平成22年度の更新連絡予定者数を使用すべきであり、同じく、高齢者講習通知事務の維持費についても、平成20年度の更新連絡予定者数で計算しているので平成22年度の更新連絡予定者数を使用すべきである。</p>	<p>物件費の積算については、平成23年度から教育用機材の使用時間当りの単価契約から、教育用機材見積価格の減価償却を計上する総額方式に変更した。(運転免許管理課)</p>
① 設計書の物件費計算	<p>講習の実態と乖離した積算により随意契約が行われている。</p> <p>例えば、テレビ(a)の単価を1台当たり567千円計上し、しかも1回の講習で人数分(36人分)のテレビを利用する積算を行っている。</p> <p>また、物件費の基礎となる教育用機材の使用時間も年間4,004時間を見込んでおり、現実離れた利用時間を基礎にしている。物件費を適正価格で、適切な使用時間を見積もって設計を行うべきである。</p>	<p>設計書については、平成23年度から必要な教育用機材及び見積価格に基づき設計を行っている。(運転免許管理課)</p>
② 設計書の更新変更	<p>本委託契約は、3年に一度委託単価を見直している。監査の対象となった平成22年度の設計書(平成20年度の設計)と、平成17年度の設計書とを比較して検討した。</p> <p>物件費について、平成20年度の設計書と平成17年度の設計書とでは、同額で同じ積算を行っており、この間に講習に要する機材の変更や、利用方法の変更はなかったのであろうか。</p> <p>積算に際しては、必要な機材や過年度の利用実態などを踏まえて適正に設定し、必要となる費用を適切に折り込んだ設計書を作成すべきである。</p>	<p>契約方法については、平成23年度から受講者1人当りの単価契約から、固定費、変動費を含めた委託業務の年間所要額を計上する総額方式に変更した。(運転免許管理課)</p>
③ 総額方式と単価方式	<p>講習の運営には、有形固定資産の減価償却費のように受講者人数に関係なく固定的にかかる費用(固定費用)と、受講人数によって増減する変動費用とがある。適切な計算を行うのであれば、設計書の作成に際し、固定的に発生する定額部分と、利用量に応じて発生する部分に分けて行うべきと考える。</p> <p>さらに、講習費用の多くは、人件費や物件費などの固定費用から構成されている。もし単価方式を継続するならば、固定費用部分について、過去3年間における受講者実績などの適切な利用者数で除して計算すべきである。</p>	

(4) 違反者講習
○ 実態に即した設計書の作成

平成20年度の委託契約に際し、新たな設計書を作成したが、平成17年度の設計書の金額よりも高額になったことから、平成17年度の設計書の金額で締結されている。

設計書では、社会参加を含む講習について、受講者9人に対して職員7人が講習に当たることになっている。受講者が増減しても、この職員7人に変化はないため、過去3年間の1回当たりの受講者数実績を使用して、正確な設計を行うべきである。

また、社会参加を含む講習では、ガソリン1リットル当たり96円として設計するなど、実態に則していない。

委託単価の積算については、平成23年度から業務1件当たりの単価契約から、契約年度直近の非常勤報酬月額に基づく人件費及び契約年度の更新連絡予定者数に基づく諸経費の年間所要額を計上する総額方式に変更した。(運転免許管理課)

(5) 原付免許技能講習

① 実際とは異なると思われる設計書の内容

設計書上、使われている機材やその価格、及び利用時間が実際の講習内容と乖離している。

例えば、テレビは1台につき567千円として計上されており、市価の実態とは異なっている。

また、1講習当たり45分の座学講習から判断すると、テレビの年間利用予定時間を879時間としているのは合理性を欠く。さらに、ガソリンの積算単価も市価とはかけ離れている。

委託単価は、実態に合わせた積算を行うべきである。

設計積算については、平成23年度から受講者1人当たりの単価契約から、契約年度直近の人件費単価及び契約年度の物件費見積単価に基づく諸経費の年間所要額を計上する総額方式に変更した。

また、平成24年度からは、講習機材を県が調達し、委託先に貸与していることから講習機材費は委託料設計積算に含まれていない。(運転免許管理課)

② 設計書記載の誤りとその後の更新

平成20年度の委託単価見直し時に、平成17年度の設計書における誤記、計算誤りがそのまま繰り越されている。設計書は、最初に受講者1人当たりの委託単価(3,486円)の結論ありきで、委託単価の結果を導く計算過程は、無視されている。

本来、設計書は作成者が起案し、組織の上席者が複数にわたってチェックを行うべきである。

この点に鑑みるならば、内部統制に基づく相互牽制体制が機能していない。設計書の作成は、もっと慎重に行うべきである。

設計書の作成については、適正な積算が行えるように平成23年度に契約担当者研修会を新設するとともに、会計課に警察本部の予算執行を確認する担当者を配置し、チェック機能の強化を図った。(運転免許管理課)

(6) 交通安全教育センター管理運営委託

① 指定管理者の監督

平成22年度交通安全教育センター会計収支計算書では賞与引当金の繰入が約900千円過大に計上されていることが判

当該団体に対して公益法人会計基準に沿った収支計算書の作成を指導した。また、指定管理者の経理状況については、

② 展示内容の見直し

明した。同収支計算書は委託料を算定する際の重要な判断材料になるものであり、その作成は公益法人会計基準等に沿ったものでなければならない。センターの管理に関する協定書でも、指定管理者の経理の状況に関して定期又は必要に応じて実地調査等を実施できる旨規定されている。適正な事業報告書の作成・報告が行われるよう、指定管理者の監督を適切に実施すべきである。

利用者の推移表では、平成19年度の利用者はピーク時の半分以下まで落ち込んでいた（平成20年度以降はやや回復が見られる）。その原因としては、交通教育館の展示物が平成7年の開設以来ほぼ同じ内容であり、IT技術の進化が著しい昨今では、やや陳腐化していることが大きな要因になっていると考えられる。

また、SRVシミュレーション（未来の交通体験）装置は同館の核となる展示物であるものの娯楽性に重きが置かれ、同館の設置目的からするとやや疑問を感じる施設である。また、メンテナンスや更新に高額な支出が必要となり、同館の効率的な運営の妨げになっている感もある。

交通教育館の設置目的に沿った展示物の抜本的な見直しを行い、効率的な運営が可能になれば、結果的にセンターの運営委託費の縮減につながるものと考えられる。

さらに、指定管理者に展示企画の内容も含めて委託を行えば、利用者の増加ばかりでなく展示物の更新費用の縮減が図れる可能性もあると思われる。

(7) 交通安全教育事業委託

○ 随意契約理由

車両購入価格に相当する金額が委託料の積算に含まれており、委託費で車両の取得費が補填されるのであれば、車両を交通安全協会が保有するという随意契約理由は適切とはいえない。同協会が交通安全教育に関する専門的な知識・技術を有することを否定するものではないが、長年にわたって随意契約することの合理性が十分に存在しているとも思われない。契約方法を見直し、一般競争入札による契約に移行すべきである。

(8) 自動車保管場所現地調査

○ 予定価格算定における法定福

委託料の積算は「建築保全業務積算基準平成15年版」（以下、基準という）に基づいて行われている。

基準によれば、従業員に対する健康保

定期又は必要に応じた適切な管理・監督の強化を図っていく。（運転免許管理課）

交通教育館の展示内容については、利用者アンケートなどを参考に、今後とも、必要経費を踏まえた上で、設置目的に沿った展示物の更新や効率的な運営を図っていく。（運転免許管理課）

当該委託業務については、交通安全教育に関する専門的な知識を有する必要があることから随意契約としているが、委託内容を勘案し、一般競争入札を含め、適切な契約方法を検討していく。（運転免許管理課）

予定価格の積算については、平成23年度から「建築保全業務積算基準」を適用せず、人件費の積算は、社会保険料等の必要経費を計上することとした。（交通

<p>利費の重複</p>	<p>険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金は、法定福利費として一般管理費を構成するものとされているが、予定価格の積算上は、これらの法定福利費が人件費に含まれてしまっている。このため結果として、諸経費を構成する直接物品費、業務管理費及び一般管理費にも、本来は一般管理費の一部である法定福利費が一定の割合で含まれていることになり、その分予定価格が過大に計算されている。</p>	<p>規制課)</p>
<p>(9) 自動車保管場所登録、標章作成業務</p>	<p>随意契約理由のひとつとして、委託先が関係法令の専門的知識と調査能力を有することが挙げられているが、本業務は主に警察署内における標章の作成及び入力センター内におけるデータの入力であり、委託先が前出の(8)自動車保管場所現地調査業務に要求されるほどの関係法令の専門的知識と調査能力を有する必要があるとは考えにくく、自動車保管場所現地調査業務が一般競争入札による契約で委託されているのであれば、本業務の委託を随意契約としている理由は乏しい。速やかに一般競争入札による契約に移行すべきである。</p>	<p>契約方法については、平成23年度から一般競争入札へ移行した。(交通規制課)</p>
<p>① 随意契約の妥当性</p>	<p>随意契約理由のひとつとして、委託先が関係法令の専門的知識と調査能力を有することが挙げられているが、本業務は主に警察署内における標章の作成及び入力センター内におけるデータの入力であり、委託先が前出の(8)自動車保管場所現地調査業務に要求されるほどの関係法令の専門的知識と調査能力を有する必要があるとは考えにくく、自動車保管場所現地調査業務が一般競争入札による契約で委託されているのであれば、本業務の委託を随意契約としている理由は乏しい。速やかに一般競争入札による契約に移行すべきである。</p>	<p>契約方法については、平成23年度から一般競争入札へ移行した。(交通規制課)</p>
<p>② 申請手数料の金額</p>	<p>自動車保管場所標章の交付手数料は、1件当たり520円である。一方、一連の処理にかかる警察の費用(人件費、印刷製本費、減価償却費及びその他の経費)と委託単価の合計額は、この520円を上回っており、いわゆる赤字となっている。交付手数料は3年ごとに見直されており、最近10年ほどは据え置かれたままであるが、本来であれば、赤字とならない水準にまで手数料を引き上げることが望ましい。仮に、近隣他県との兼ね合い等から手数料の引き上げが難しいのであれば、逆に赤字とならない水準にまで委託単価を引き下げること視野に入れ検討することが望ましい。</p>	<p>手数料及び委託料の単価については、当該事業を実施する上で必要な経費を計上しており、今後とも適切な単価積算を行っていく。(交通規制課)</p>
<p>2 栃木県防犯協会に対する委託業務等</p>	<p>この委託料について、防犯協会からの見積書通りの金額で支払われているが、</p>	<p>当該団体に対して、見積額に応じた事業の執行について指導した。</p>
<p>(1)① 地域安全対策推進事業 (ア) 予算を超過する支払</p>	<p>この委託料について、防犯協会からの見積書通りの金額で支払われているが、</p>	<p>当該団体に対して、見積額に応じた事業の執行について指導した。</p>

(イ) 積算額と実際支払額との整合性	<p>同協会との契約書の第3条に2,180千円を超えない範囲内で支払う旨の記載がある。契約金額の取決めとしては、金額を定めて契約するのが一般的である。同協会の同事業の決算額は、2,388,055円で予算を208,055円超過している。超過原因は超過勤務手当125,472円(10,456円×12箇月)と特別手当40,000円(20,000円×2回)及びこれに伴う社会保険料等42,583円の発生である。</p>	<p>なお、当該委託事業は、事務事業の見直しにより平成23年度をもって廃止した。(生活安全企画課)</p>
	<p>委託料の積算内訳には、積算根拠に基づいて算出された2,180千円が計上されており、防犯協会が実際に支給した額との整合性がとれていない。超過勤務手当を毎月8時間で10,456円及び特別手当を2回支給するのが業務上必要であるか検討を行い、必要であれば地域安全対策推進事業の積算に反映させ契約を締結すべきである。</p>	<p>当該団体に対して、超過勤務手当の支給基準等の明確化について指導した。 なお、当該委託事業は、事務事業の見直しにより平成23年度をもって廃止した。(生活安全企画課)</p>
(1)② 風俗営業管理者講習 (ア) 契約単価の算出方法	<p>平成22年度契約の積算の基礎数値に平成19年度及び平成20年度分を根拠資料として使用している。正確な積算を行うのであれば、平成21年度の資料を基礎に計算すべきである。</p>	<p>人件費については、平成24年度から直近の県職員給料表等の資料に基づき積算している。(生活安全企画課)</p>
(イ) 燃料費の積算	<p>車両燃料費は、1リットル当たり108円で計算して積算されているが、下記の風俗営業許可申請調査の積算では燃料費は1リットル当たり99円で計算されており、統一した計算根拠に基づいて積算すべきである。</p>	<p>車両燃料費については、平成24年度から直近の県契約ガソリン単価に基づき積算している。(生活安全企画課)</p>
(1)③ 風俗営業許可申請調査 ○ 契約単価	<p>平成22年度契約の積算内訳の職員人件費の積算に前記②と同じく平成19年度分及び平成20年度分を根拠資料として使用している。同じく平成21年度の資料をもとにするべきである。</p>	<p>人件費については、平成24年度から直近の県職員給料表等の資料に基づき算出している。(生活安全企画課)</p>
(1)④ 風俗営業許可変更承認申請 ○ 契約単価	<p>平成22年度契約の積算内訳の職員人件費の積算に前記②と同じく平成19年度分及び平成20年度分を根拠資料として使用している。同じく平成21年度の資料をもとにするべきである。</p>	<p>人件費については、平成24年度から直近の県職員給料表等の資料に基づき算出している。(生活安全企画課)</p>
(2)② 幼児誘拐防止巡回指導事業費補助金 (ア) 補助対象外支出	<p>歳出決算額に車両購入積立金支出200千円及び退職給与積立金支出200千円が計上されている。これらは、車両購入の積立及び退職給与の積立であり、事業費ではなく特定資産の取得のための支出で</p>	<p>「積立金」勘定科目については、平成23年度から車両費は「減価償却費」、退職給与は「退職給付費用(引当金)」に計上している。(生活安全企画課)</p>

(イ) 補助交付申請の検査不備	<p>ある。</p> <p>従って、幼児誘拐防止巡回指導事業の事業費として予算額及び決算額に計上されている車両購入積立金支出及び退職給与積立金支出の各200千円は補助対象からは除かれるべきである。</p> <p>補助金の交付申請において、上記両積立金支出は、事業費予算に含まれて計上され収入支出計画書の支出として計画されている。この申請の段階で、書類の審査を十分に行っていれば、上記のように特定資産の取得を事業費とみなす誤りは、未然に防止されていたはずである。</p>	<p>補助金交付申請の審査不備については、平成23年度から事業主管課及び会計課の相互チェックを徹底し、再発の防止に努めている。（生活安全企画課）</p>
3 栃木県暴力追放県民センター		
(1) 不当要求防止責任者講習の委託 ○ 補助金とは別枠での委託料の支払	<p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律32条の2第2項第6号において、暴力追放運動推進センターは公安委員会の委託を受けて責任者講習を行うことが規定されており、補助金とは別枠の報酬で委託せざるを得ない。また、責任者講習は、委託事業としなければ実施・監督が困難という実情を踏まえて現在に至っている。県の財政状況に鑑みれば、より一層の経費削減が求められる。</p>	<p>委託事業については、会場選定や配付資料の精査を図り、今後とも経費削減に努めていく。（組織犯罪対策第一課）</p>
(2) 補助金について ○ 収支計算書の作成	<p>各事業ごとに補助対象経費と補助非対象経費の明確な区分がないため、収支計算書が形式的なものとなっている。</p> <p>支給した補助金が過大で返還を要するのか、または支給した補助金が過少で追加を要するのかを明確にするために、一定の基準に準拠して収支計算書を作成できるよう検討が必要である。</p>	<p>当該補助事業は、事業計画に対して、不足する収入を補填するものであり、今後とも適切な事業計画を策定していく。（組織犯罪対策第一課）</p>
(3) 財務内容の検討		
① 会費の支払のない賛助会員への特典停止	<p>一部賛助会員について、賛助会員となり会員特典を受けながらも、2年目の会費納入がなく、3年目に強制退会となった会員がいる。1年間会費の支払のない者については、賛助会員の資格を停止し、併せて特典の提供を停止すべきである。</p>	<p>会費未納賛助会員については、平成24年度から2年目の未納会員に対して特典資料と共に年会費納入依頼書を送付し、会費納付を催促することとし、3年目も会費未納の場合は強制退会として運用していく。（組織犯罪対策第一課）</p>
② 有価証券の運用	<p>保有する有価証券が過大である。</p> <p>活動の自主独立性を確保するため、一定の基本財産を保有することは、理解できるが、有価証券の平均運用利回りは0.92%であり、1%にも満たない実績である。有価証券の運用利回りの検討が必要である。</p>	<p>基本財産の運用については、今後とも、有利な運用先や運用方法等について十分検討し、基本財産の効果的な運用を図っていく。（組織犯罪対策第一課）</p>
③ 有価証券の未	有価証券の債券利息に係る未収利息の	未収利息の計上については、平成24年

収利息の計上	<p>計上がなされていない。</p> <p>最終利払日以降に法人の決算日が到来する場合に発生する未収利息の計上を適切に行うべきである。</p>	<p>度予算から有価証券の利率から年度内の未収利息を算出して計上していくこととした。（組織犯罪対策第一課）</p>
④ 有価証券の時価情報の誤り	<p>有価証券の時価情報の一部に誤りがあり、そのため評価損益にも誤りが散見された。経理担当者の作成した数値について、他の者がチェックするなどの内部牽制体制が機能しているのか疑問である。</p>	<p>有価証券の時価情報については、経理担当者以外の者によるチェックを徹底し、再発の防止に努めていくこととした。（組織犯罪対策第一課）</p>
⑤ 有形固定資産の減価償却	<p>有形固定資産の減価償却限度額が明確でない。</p> <p>耐用年数を経過した有形固定資産の償却方法について、統一的な処理方法がなされていないため、少額ながら各期の減価償却費に誤りが生じ、結果として損益計算書に影響を与えている。減価償却資産の償却限度額を明確に定め、減価償却について、恣意性の介在しない正確な計算を行うべきである。</p>	<p>耐用年数を経過した備品の残額価格については、平成23年度決算において是正した。</p> <p>なお、減価償却中の資産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づく償却率により、正確な残高を算出することとした。（組織犯罪対策第一課）</p>
⑥ 賞与引当金	<p>賞与は、支払確定日当日に債務が全額発生するものではなく、過去の勤務に基づき債務が発生し、支払の基準日に確定することから、未払賃金としての性格を持つ。支給対象期間の終了日と決算日とに差異がある場合には、付随する健康保険料、厚生年金及び雇用保険も含めて賞与引当金を設定すべきである。</p>	<p>期末手当・勤勉手当・健康保険・厚生年金・児童手当の引当金計上については、平成24年度から、賞与引当金を設定した。（組織犯罪対策第一課）</p>
⑦ 未払費用及び未払金の計上	<p>社会保険料、非常勤相談員報酬、燃料費、電話回線料等、決算上必要となる未払費用及び未払金の計上がされていない。</p> <p>未払費用及び未払金の計上を適切に行うべきである。</p>	<p>未払費用及び未払金については、平成24年度予算において未払金を計上した。</p> <p>また、電話回線料等の未払費用は、3月分使用料が4月中旬の請求となり、未払費用としての計上は困難である。（組織犯罪対策第一課）</p>
⑧ 切手等の貯蔵品の管理	<p>切手、葉書、印紙等は、必要となる都度、必要な数量を購入し、管理帳簿に記載して受け払いを行っているが、葉書については記載漏れがあり、12月7日以降の記載がなされていなかった。資産の保全管理の側面から、適切な執行を行うべきである。</p>	<p>貯蔵品の管理については、平成24年度から貯蔵品を使用した都度、管理帳簿の決裁を行うことで、記載漏れ等の再発防止に努めている。（組織犯罪対策第一課）</p>
⑨ 損益計算書の表示	<p>平成22年10月1日から平成23年3月31日までの損益計算書上、Ⅱ指定正味財産増減の部において、「一般正味財産への振替額」として14,218千円が記載されている。しかしながらⅠ一般正味財産増減の部においては、「指定正味財産からの振替額」が記載されておらず、振替額の内訳である「受取会費」、「受取補助金等」、「受取寄付金」がⅡ指定正味財産増減の部とⅠ一般正味財産増減の部の両</p>	<p>損益計算書については、平成24年度から内部取引であることを明確化するため、一般正味財産増減の部の表記を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「賛助会員受取会費振替額」 ・「受取県補助金振替額」 ・「受取県交付金振替額」 ・「受取寄附金振替額」 <p>とした。</p> <p>また、損益計算書内訳表においても4項目を消去した。（組織犯罪対策第一</p>

<p>⑩ 事業費及び管理費の配賦計算</p>	<p>方に二重で表示されている。これらは法人内の内部取引であり、本来、Ⅱ指定正味財産増減の部かⅠ一般正味財産増減の部のいずれか一方にのみ表示されるべきものである。また損益計算書内訳表においても、内部取引として消去されなければならない。</p> <p>平成22年4月1日から平成22年9月30日まで、人件費や事務費の一部について、年間発生額の30%を管理費に、また残りの70%を事業費に配賦している。さらに事業費に配賦された金額を事業の数である9で単純に除して、各事業に配賦している。これは平成21年度の実績に基づき試算されたものということであるが、大雑把な計算であり、適切な配賦とは認めがたい。より適切な配賦基準を定めて、配賦計算を行うべきである。</p>	<p>課)</p> <p>事業費及び管理費の配賦計算については、平成22年の公益法人移行に際し、勤務日数、勤務実績に基づく新たな配賦割合の基準により配賦計画を実施した。(組織犯罪対策第一課)</p>
<p>⑪ 資本的支出</p>	<p>電気湯沸かし器に関して下記の費用が計上されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費支出 143千円 ・手数料支出 25千円 ・修繕費支出 99千円 	<p>固定資産の計上については、平成23年度決算において、電気湯沸かし器を固定資産減価償却計算書に掲載した。(組織犯罪対策第一課)</p>
<p>⑫ 事業費の二重払い</p>	<p>平成22年9月24日付で責任者講習会場使用料として4千円が支出されているが、平成22年12月3日付でも、同金額が二重払いされている。この二重払いについては、後日支払先からの連絡を受けて初めて判明したものである。今後このようなことのないよう、内部統制の整備が望まれる。なお、当該二重払い分については、平成23年1月19日付で返金を受けている。</p>	<p>事業費の二重払いについては、経理帳簿の相互確認等により過払いの再発防止に努めていく。(組織犯罪対策第一課)</p>
<p>⑬ 人件費の過小計上</p>	<p>派遣職員の給与については、毎年その年度分を4月に県から「公社等交付金(収入)」という形で交付を受け、翌年4月に確定額との差額を県との間で精算している。平成21年度においては、確定額が交付額よりも177千円少なかったため、決算において収入を相手勘定として未払金177千円を計上することにより、収入を確定額としている。この未払金については、平成22年4月15日付で県に対して返納している。</p> <p>一方、当該派遣職員に係る人件費の予算は、年度当初に県より交付される公社等交付金の金額と同額であるが、人件費</p>	<p>公社等交付金については、平成22年度をもって廃止され、派遣職員の給与は県が直接負担している。(組織犯罪対策第一課)</p>

の決算額をこの予算額と一致させるため、上記と同額の未払金177千円を計上し、結果として人件費（費用）を増加させている。翌期である平成22年度には、未払金勘定を消すために単純に逆仕訳を行っている。

従って平成22年度だけを考えれば、期首の未払金が177千円だけ過大となり、期中の逆仕訳の相手勘定である人件費が、同額だけ過少となっている。なお、本件に係る平成22年度期末の決算処理については、下記⑭収入と費用の両建てを参照のこと。

⑭ 収入と費用の
両建て

上記に関連して、平成22年度においても確定額が交付額よりも108千円少なかったため、決算において未払金108千円を計上している。この際、相手勘定を収入である公社等交付金とすべきところ、費用である人件費を相手勘定として未払金の計上を行っている。

この結果、収入（公社等交付金）と費用（人件費）が108千円だけ両建てとなっている。なお、この未払金については平成23年4月1日付で、県に対して返納している。

公社等交付金は、平成22年度をもって廃止され、派遣職員の給与は県が直接負担している。（組織犯罪対策第一課）

4 被害者支援センターとちぎに対する委託業務等

(1) 補助事業について

○ 補助金に係わる実績報告書の検査不備

平成22年12月1日から平成23年3月31日までの収支計算書において、前期（平成22年4月1日から平成22年11月30日まで）の収支計算書に計上済みの減価償却費77,980円と消耗品費9,000円が二重に計上されていた。

公益社団法人に移行したため、事業年度が二つに分かれ決算処理が複雑になるなど特殊事情はあるが、適切な監査及び検査が実施されていれば発生が未然に防げた誤りであり、今後の改善が望まれる。

(2) 委託事業について

○ 委託設計書の不適切な積算

委託設計書では、支援を行う臨時職員の賃金単価に、支援に要する時間と年間の支援見込み件数を乗じて、委託料を396千円と算出している。

一方、被害者支援センターが県に提出している収支計算書では、直接支援事業費425千円の内、職員の賃金に該当する費目は98千円であり、通信費が295千円と事業費の大半を占めている。

直接支援事業費の内容が委託設計書と

収支計算書の二重計上については、平成23年度決算で調整した。

再発防止のため、十分な検査等を行っていく。（県民広報相談課）

委託設計書については、平成24年度から実績に基づく積算を行うことにより、委託設計と収支予算書との整合性を確保した。（県民広報相談課）

収支計算書で異なっているのは、委託設計書の信頼性を損なうものである。当該委託契約は随意契約であり、見積もり合わせを省略していることを考えれば、委託設計書は十分に業務内容を検討した結果を反映させて作成すべきである。

5 その他の委託業務

(1) 本部庁舎管理委託

○ 設計価格の見直し

4つの委託業務は、いずれも設計価格が前回の契約金額を超えているため、前回の契約金額が入札の予定価格となっている。これ以上の設計価格の低減は、制度上または業務品質の確保の点から難しいことは理解できる。

しかし、昇降機設備保守点検業務は設計価格と前回契約金額の乖離が大きく、設計価格の低減の余地は少なからずあるように思われる。前回の契約事業者からヒアリングや業務内容の再検討を行い、設計価格の見直しに努めるべきである。

委託料の積算は、実勢価格に基づき適正な設計積算を行っており、業務内容の変更は、事故防止の観点から見直しは困難である。(会計課)

(2) 警備員指導教育責任者講習

○ 警備員指導教育責任者資格者証新規取得講習(3号)の委託料積算内訳における会場費

委託単価の積算上、会場費として宇都宮市文化会館の料金表を根拠としている。しかしながら参加人数等の関係で、実際の講習は県警機動センター内の会議室で行われており、委託先からはその会議室の使用料を徴収していない。委託料の根拠として会場費を含めている以上、無償での使用は論理的に矛盾しており、仮に無償での使用を認めるのであれば、委託料から会場費相当額を控除した金額を支払うべきである。

会場費については、平成23年度から会場の使用事実を確認し、委託単価を積算している。(生活安全企画課)

(3) 通信指令システム管理委託(地図自動現示システム)

① i 住宅地図更新登録

住宅地図更新登録にかかる作業時間を平成19年度から平成22年度まで集計すると下記のとおりとなる。

年度	作業時間
平成19年度	1,229.2時間
平成20年度	1,292.2時間
平成21年度	1,351 時間
平成22年度	808 時間

上記の表では、平成22年度は平成19年度より421.2時間、約34%減少している。このように設計書の作業時間が大幅に減少しているにもかかわらず契約金額の引き下げができなかったのは、作業単価を引き上げているためである。今後は、委託料の設計書の精査を十分に行

住宅地図更新登録に係る作業時間については、事件事務に対応するシステムの特異性に鑑み、短時間で実施するために作業時間を短縮し、高度な技術を想定したものであるが、今後も、具体的な作業内容を踏まえ、適切な設計積算を行っていく。(通信指令課)

① ii バージョンアップ

い、作業時間等の減少をふまえて、価格が引き下げられるよう適正な予定価格を積算すべきである。

上記 i と同じく作業時間を集計すると、平成22年度は796時間、平成20年度は1,292.1時間と496.1時間、約38%減少している。バージョンアップでも i と同様に設計書の作業時間が大幅に減少しているにもかかわらず契約金額の引き下げができなかったのは、作業単価を上げているためである。今後は、委託料の設計書の精査を十分に行い、作業時間等の減少をふまえて、価格が引き下げられるよう適正な予定価格を積算すべきである。

上記 i と同様にバージョンアップに係る作業時間については、事件事故に対応するシステムの特殊性に鑑み、短時間で実施するために作業時間を短縮し、高度な技術を想定したものであるが、今後も、具体的な作業内容を踏まえ、適切な設計積算を行っていく。（通信指令課）

(4) 重要犯罪捜査支援システムセンター装置保守点検業務委託

① システム導入業者とそのメンテナンス業者の固定化の懸念

平成23年度に路上装置の増設及びそれに合わせたサーバも増設予定であり、8月に実施した競争入札の結果システム構築業者であるA社が落札したことから、今後のメンテナンスと保守点検もA社への委託が予定されている。

今後、重要犯罪捜査支援システムは全てA社製で構築されることとなり、他社製品を接続するには中継装置が必要になることからコストの増加が見込まれ、他社の参入は難しい。このため、実質A社の独占的状态が続き、システム導入業者とそのメンテナンス業者の固定化が懸念される。

システムの増設については、平成23年度から一般競争入札により実施しており、他社が参入する余地はあり、今後とも適切な契約方法を選択していく。（刑事総務課）

② 警察内部における本システムのメンテナンス知識の保有

警察内部にサーバに精通した者が存在せず、本メンテナンスの設計書の項目もA社の主導で作成されている。

今後、簡単な点検・整備などは、警察内部で行い委託費を削減する努力が求められる。

システムのメンテナンス知識については、平成24年度からコンピュータシステムに関する知識を有する職員を担当課に配置したところであり、保守管理の一部を警察内部で実施し、委託料の削減を図っている。（刑事総務課）

(5) 安全運転管理者講習委託

○ 認定審査制度の周知

平成23年度より随意契約から一般競争入札に移行し、より競争性を高めることを指向していることは十分評価に値するが、入札参加者は安全運転管理者協議会のみであり一般競争入札を導入した効果が発揮されていない。

協議会以外に入札の参加がなかったのは、入札参加資格が公安委員会の認定事業者に限定されたが、公安委員会の認定審査制度が広く周知されていなかったことが大きな要因であると考えられる。

「公安委員会認定審査制度」については、認定審査基準の公安委員会告示に加えて、今後も一般競争入札同様に県警察ホームページで公表していく。（交通企画課）

<p>(6) 放置駐車違反管理システム改修</p> <p>○ 放置駐車違反管理システム機材の導入業者への委託の継続</p>	<p>一般競争入札実施に先立ち、公安委員会の認定審査制度を広く周知し、一般競争入札の効果が発揮されるような入札参加者の増加を図ってゆくべきである。</p> <p>B社の放置駐車違反管理システム機材を導入しながら、他の業者にこの改修委託をすることは非効率である。このため、今回の改修に係る委託をB社に随意契約することには、一定の理解ができる。</p> <p>しかし、その機材の改良に係る項目は、導入業者が継続して受注することになり、他の企業の参入が阻まれる。</p>	<p>当該改良は、システムの改修であり、公募型入札により選定したシステム開発者に委託しており、今後とも、委託内容を勘案した上で、適切な契約方法を選択していく。（交通指導課）</p>
<p>(7) 交通管制施設保守管理委託</p> <p>○ 交通管制施設（中央送受信装置及び端末制御装置）保守委託設計書</p>	<p>自由競争を確保する工夫が求められる。</p> <p>技術者1人当たりの単価は、平成21年度の17,900円から平成22年度には17,600円に約1.7%下落しているものの、中央送受信装置システム定期保守の内容変更に伴い、人員が前年度の4人から平成22年度の8人に倍増しているため、平成22年度の中央送受信装置の積算価格は増加している。このため、全体としての委託価格は平成21年度と平成22年度で同額に積算されている。委託価格が同額になったのは、恣意的な調整を行った訳ではなく、必要である業務を組み込んだところ偶然に同額になったものである、との説明を受けた。</p> <p>設計書の委託価格の慎重な積算が求められる。</p>	<p>委託料の積算については、平成24年度から複数者からの見積りによる作業員数及び実勢価格に基づき積算している。（交通規制課）</p>
<p>(8) 指定自動車教習所職員講習</p> <p>① 委託単価の基礎となる物件費のうち、車両借上費</p>	<p>国が定めた手数料の積算根拠では、車両借上費はコース使用料と合算で単価が計算されている。一方、県の委託単価の積算上は、県有施設である栃木県運転免許センターにおいて講習が行われているため車両借上費のみであり、コース使用料は含まれていない。</p> <p>計算上の単価は、コース使用料を含まない分、県の単価の方が、国の手数料積算単価よりも当然に低くなっているが、国の手数料は、技能検定員講習で3台4時間、延べ12時間、教習指導員講習では3台3時間で延べ9時間という前提で積算を行っているところ、県の委託費はいずれも30人、延べ30時間で積算を行っているため、1時間当たりの経費の計算結果では、県の委託単価が国の手数料積算単価を上回っている。結果として県の委</p>	<p>委託単価の積算については、平成24年度から国と同様の車両使用台数、使用時間により積算している。（運転免許管理課）</p>

② 積算単価の計算における加重平均係数

託単価は過大となっている。

積算単価の計算において、教習指導員講習、技能検定員講習、副管理者講習の受講者数を前提とした加重平均係数を用いているが、国が定めた手数料の積算において用いられた加重平均係数をそのまま使用しており、栃木県の実状や過年度の実績は加味されていない。加重平均係数を使用する際には、栃木県の実態を反映した加重平均係数を用いるか、もしくは加重平均係数を使用せず、各講習別に委託単価を積算すべきである。

委託単価の積算については、平成24年度から、県の実態に基づく加重平均値を用いて積算を行っている。（運転免許管理課）

(9) 運転免許センター施設管理委託

3つの委託業務は、いずれも設計価格が前回の契約金額を超えているため、前回の契約金額が入札の予定価額となっている。これ以上の設計価格の低減は、制度上または業務品質の確保の点から難しいことは理解できる。

設計価格については、平成24年度から業務内容の検討を行い、設計価格を見直した。（運転免許管理課）

○ 設計単価の見直し

しかし、センター緑地管理業務は設計価格と前回契約金額の乖離が大きく、設計価格の低減の余地は少なからずあるように思われる。前回の契約事業者からヒアリングや業務内容の再検討を行い、設計価格の見直しに努めるべきである。

(10) 被留置者診療委託

① 担当医の長期化

同一の担当医が長年継続して委託を受けている。各担当医の長期化を見直すことも検討すべきである。

被留置者診療委託については、診療対象者及び診療場所が特殊な業務であること、また、深夜や休日の往診等にも対応可能であることが求められ、受託できる医療機関が限定されており、長期化はやむを得ない。（留置管理課）

② 診療報酬明細書の検証

請求内容の検証や治療の必要性まで踏み込んだ検査がされておらず、診療報酬明細書通りの支払がされている。一定の基準を設けて高額な診療報酬だけでも、診療報酬明細書の検証を行うべきである。

被留置者診療の検査については、平成24年度から、診療行為に立ち会った留置担当者が確認表を作成し、診療明細書の検査を行っている。（留置管理課）

(11) 更新時講習

① 委託料積算内訳における人当庁費

委託料積算の内訳として含まれている「人当庁費」の定義や具体的な内容について質問したところ、明確な回答が得られなかった。国が定めた手数料の積算において用いられた金額をそのまま使用しているとのことであるが、定義や具体的な内容も不明な項目を積算根拠に含めることは合理的ではない。

委託料の積算にあたっては、平成23年度から実績に基づく諸経費を計上している。（運転免許管理課）

またこの項目は、更新時講習にのみ含まれており、他の委託業務には含まれていない。

② 単価契約の妥当性

現下の厳しい県の財政状態等を鑑みれば、また、地方分権という時代の流れの中で、国が手数料の積算において用いた項目だからといって、それをそのまま使用するのではなく、その内容をきちんと確認した上で、積算に含めるか否かを検討し、不必要なものであれば委託料に含めるべきではない。

1人当たり単価に受講者数を乗じることにより委託費の支払を行う単価契約となっており、1人当たり単価は、国が手数料の積算において用いた講習の実施回数に基づいて計算されている。

初回更新者講習と違反運転者等講習については受講者数の実績を教習所別にみると、前者については受講者数が最も多い教習所における受講者数は、受講者数が最も少ない教習所における受講者数の約67倍、後者については約74倍となっている。受講者数の多寡により各講習の実施回数も異なることから、委託を受けた各教習所における経費（特に間接固定費）の実際発生額も教習所ごとに大きく異なるはずであり、全教習所一律の単価契約とすることは必ずしも合理的ではない。

例えば、教習所ごとの年間見積もり講習実施回数に基づく総額での契約とし、見積もりと実績との差額を調整するような形も検討すべきである。

(12) 仮免許試験等補助業務（試験補助、作成交付）

○ 単価契約の妥当性

1件当たり単価に受講者数を乗じることにより委託費の支払を行う単価契約となっており、1件当たり単価は、国が手数料の積算において用いた講習の実施回数に基づいて計算されている。

年間件数の実績を委託先である教習所別にみると、仮運転免許試験補助については件数が最も多い教習所における件数は、件数が最も少ない教習所における件数の約10倍、仮運転免許証作成交付事務については約11倍となっている。件数の多寡により、例えば仮運転免許試験の実施回数も異なることから、委託を受けた各教習所における経費（特に間接固定費）の実際発生額も教習所ごとに大きく異なるはずであり、仮運転免許試験等補助業務を全教習所一律の単価契約とすることは必ずしも合理的ではない。例えば、教習所ごとの年間見積もり件数に基づく総額での契約とし、見積もりと実績

教習所毎の見積りに基づく総額契約については、積算の根拠となる教習所毎の受講者数を算出することは困難であること、また、現行の委託単価積算は、人件費及び物件費の時間当りの単価に基づき受講者1人当りの単価を算出していることを踏まえ、今後とも適切な委託料の積算を行っていく。（運転免許管理課）

教習所毎の見積りに基づく総額契約については、積算の根拠となる教習所毎の受講者数を算出することは困難であること、また、現行の委託単価積算は、人件費及び物件費の時間当りの単価に基づき受講者1人当りの単価を算出していることを踏まえ、今後とも適切な委託料の積算を行っていく。（運転免許管理課）

(13) 高齢者講習
○ 単価契約の妥当性

との差額を調整するような形も検討すべきである。

1人当たり単価に受講者数を乗じることにより委託費の支払を行う単価契約となっており、1人当たり単価は、国が手数料の積算において用いた講習の実施回数に基づいて計算されている。

高齢者講習のうち、75歳未満と75歳以上に分けて、年間受講者数の実績を教習所別にみると、前者については受講者数が最も多い教習所における受講者数は、受講者数が最も少ない教習所における受講者数の約8倍、後者については約6倍となっている。受講者数の多寡により各講習の実施回数も異なることから、委託を受けた各教習所における経費（特に間接固定費）の実際発生額も教習所ごとに大きく異なるはずであり、高齢者講習を全教習所一律の単価契約とすることは必ずしも合理的ではない。例えば、教習所ごとの年間見積もり講習実施回数に基づく総額での契約とし、見積もりと実績との差額を調整するような形も検討すべきである。

教習所毎の見積りに基づく総額契約については、積算の根拠となる教習所毎の受講者数を算出することは困難であること、また、現行の委託単価積算は、人件費及び物件費の時間当りの単価に基づき受講者1人当りの単価を算出していることを踏まえ、今後とも適切な委託料の積算を行っていく。（運転免許管理課）

(14) 認知機能検査
① 単価契約の妥当性

1人当たり単価に受検者数を乗じることにより委託費の支払を行う単価契約となっており、1人当たり単価は、国が手数料の積算において用いた検査の実施回数に基づいて計算されている。

年間受検者数の実績を教習所別にみると、受検者数が最も多い教習所における受検者数は、受検者数が最も少ない教習所における受検者数の約6倍となっている。受検者数の多寡により検査の実施回数も異なることから、委託を受けた各教習所における経費（特に間接固定費）の実際発生額も教習所ごとに大きく異なるはずであり、認知機能検査を全教習所一律の単価契約とすることは必ずしも合理的ではない。例えば、教習所ごとの年間見積もり検査実施回数に基づく総額での契約とし、見積もりと実績との差額を調整するような形も検討すべきである。

教習所毎の見積りに基づく総額契約については、積算の根拠となる教習所毎の受検者数を算出することは困難であること、また、現行の委託単価積算は、人件費及び物件費の時間当りの単価に基づき受検者1人当りの単価を算出していることを踏まえ、今後とも適切な委託料の積算を行っていく。（運転免許管理課）

② 委託費の積算における会場借上費

委託費の積算上、会場借上費が含まれる場合が多い。その金額の根拠となる会場について、県有施設であったり、民間施設であったりと一定しておらず、起案担当者により異なっている。

認知機能検査の委託のみに係る問題で

会場借上費については、県有施設の使用料を原則とするが、講習の内容や目的、受講者の人数等に応じて会場を選定する必要があり、統一した基準を作ることは困難であるが、今後とも、最も効率的な運用が図れるよう努める。（運転免許管理課）

<p>6 緊急雇用対策として実施した委託業務</p> <p>(1) 防犯対策支援事業（防犯パトロール隊）</p>	<p>はないが、起案者によって会場借上費積算の根拠となる会場費が異なることのないよう、少なくとも警察本部全体で統一した基準を作り、運用すべきである。</p>	<p>許管理課)</p>
<p>① 見積書</p>	<p>見積書は、主管する生活安全企画課が提示した設計書を参考にして作成したものと考えられ、この中の諸経費は、人件費と物件費の合計の10%を計上したものであり10%の根拠は特に見当たらず、見積書は十分に検討され作成されているものとは認められない。</p>	<p>当該団体に対して、実績に基づく見積書の積算について指導した。（生活安全企画課）</p>
<p>② 広報費</p>	<p>広報費については、見積書で200千円計上されていたものが、当初予算で13,000千円、予算現額では18,106千円にも増加して予算編成されており、通常、このような急激な増額は有り得ない。その理由について十分な説明が求められ、明らかにすべきである。</p>	<p>広報費の増額理由については、平成23年度に警察本部が実施した調査において、契約目的と異なる不適切な支出が認められたことから、当該団体に返納を命じた。なお、当該団体から平成21年度及び平成22年度の広報費の一部が返納されている。（生活安全企画課）</p>
<p>③ 繰入金支出</p>	<p>見積書では諸経費が17,536千円で計上されているが、予算現額及び決算額はゼロである。しかし、ほぼ同額の17,500千円が繰入金支出とされており、見積書上の諸経費分は繰入金支出になっているものと考えられる。</p> <p>繰入金支出の備考欄には事業運営経費として記載されているが、防犯パトロール事業には管理費を按分して計上しておらず、誤った認識である。管理費を差し引いたとしても、その差額は余剰金と認識すべきである。</p>	<p>繰入金支出（剰余金）については、平成23年度に警察本部が実施した調査において、当該団体が事業会計から他会計へ繰入れた金額のうち、当該事業に要する管理費を差引いた額について当該団体に返納を命じた。なお、当該団体から平成21年度及び平成22年度の繰入金の一部が返納されている。（生活安全企画課）</p>
<p>④ 決算額</p>	<p>決算額については、上記のとおり繰入金支出として17,500千円が計上されている。</p> <p>この会計処理は、防犯パトロール事業会計の剰余金つまり利益を他会計へ振替える処理である。防犯協会としては、防犯パトロール事業会計の事業活動収支差額として、繰入金支出を控除した534円を収支差額と認識していたが、本来は、繰入金支出を控除する前の17,500,534円から按分された管理費を差し引いた額を事業活動収支差額として認識すべきであった。</p> <p>平成21年度でも同様に、防犯パトロー</p>	<p>決算額については、事業会計から他会計に繰入れた額のうち管理費を差引いた額は、収支差額の過小評価であり剰余金であることから、平成23年度会計で返還金として計上した。（生活安全企画課）</p>

<p>⑤ 業務委託費の返還</p>	<p>ル事業会計の事業活動収支差額が繰入金支出である16,400千円から按分された管理費を差し引いた額だけ過少に認識されている。</p> <p>実支出に充当した委託料は、繰入金17,500千円を差し引いた後の185,052千円をもって確定額とするべきであり、県は防犯協会に対して17,500千円から管理費等を精算した残額の返還を求めるべきである。</p> <p>平成21年度についても同様に、県は防犯協会に対して16,400千円から管理費等を精算した残額の返還を求めるべきである。</p>	<p>警察本部が行った調査において、上記広報費、繰入金等の不適切な支出について当該団体に対して返納を命じた。(生活安全企画課)</p>
<p>⑥ 検査不備</p>	<p>上記の業務委託契約書では、規定により検査及び調査をすることになっている。しかし、検査担当者は企業会計や公益法人会計に対する認識が不足していると考えられ、これらの検査等の実施が不十分である。</p> <p>平成21年度の防犯対策支援事業についても、上記の指摘事項が見受けられる。</p> <p>平成21年度の検査が十分に実施され、問題点を検討して改善が行われていれば、平成22年度においては上記の指摘事項の発生が未然に防止できたものと考えられる。</p>	<p>検査担当者の認識不足については、平成23年度から担当者の知識向上を図るための研修会を設置した。</p> <p>また、検査結果の検証を行うため警察本部会計課に担当者を配置し、二重のチェックを行うなど検査体制の強化を図っている。(生活安全企画課)</p>

2 環境森林部のとちぎの元気な森づくり県民税に関する事務の執行等について

項目	監査結果	講じた措置
<p>1 各事業の概要</p> <p>(1) 国庫補助活用事業</p> <p>① 契約の変更</p> <p>② 業者の選定</p> <p>③ 玉切(たまぎ)</p>	<p>間伐業務委託発注後に、森林所有者が自ら間伐を実施するとの申し出による整備面積減の変更契約が見受けられた。森林所有者自らの間伐の申し出に慎重に対応し、整備面積の減少につながらないように対応すべきである。</p> <p>また、実際に森林所有者が間伐を実施したかどうかを確認し、実施していない場合には実施を促すべきである。</p> <p>森林整備業務委託の入札制度を改正し、他産業業者の参入件数等が増加していることは評価できるが、さらにもう一步踏み込んだ改善への取り組みが望まれる。</p> <p>間伐の業務委託契約書の仕様書に、伐</p>	<p>森林所有者の申し出に慎重に対応していく。</p> <p>また、森林所有者による間伐の実施を確認し、実施していない場合には実施を促していく。(森林整備課)</p> <p>平成24年度当初より、指名業者選定等の運用方針を改正し、指名についての制限を無くした。(環境森林政策課)</p> <p>検査調書に、検査基準により確認した</p>

り)の検査報告	倒した間伐木に対する玉切等の処理が記載されており、竣工検査の際、検査しているにもかかわらず検査調書に検査結果を記載していなかった。	伐倒木の玉切状況を記載する。(森林整備課)
(2) 獣害対策事業 ○ 獣害対策事業の継続性	獣害対策の被害防止資材については、経年変化で樹木から外れてしまうことから、効果を維持するためには獣害対策を継続して実施していく必要がある。 確認検査調書において、どのような関係書類を確認して検査合格としたのか外部から検証が可能となるよう改善が必要である。	獣害対策には被害防止資材の設置は有効であることから、事業の見直しにあたり継続性について検討していく。(森林整備課)
(3) 明るく安全な里山林整備事業 財務会計システム ○ 確認検査調書の改善	確認検査調書において、どのような関係書類を確認して検査合格としたのか外部から検証が可能となるよう改善が必要である。	確認事項が明らかとなるよう、確認検査調書に確認事項・関係書類を記載した補助表を作成・添付することとする。(環境森林政策課)
(4) 森づくり活動地域支援事業 ○ 確認検査調書の改善	確認検査調書において、どのような関係書類を確認して検査合格としたのか外部から検証が可能となるよう改善が必要である。	確認事項が明らかとなるよう、確認検査調書に確認事項・関係書類を記載した補助表を作成・添付することとする。(環境森林政策課)
(5) 木の香る環境づくり支援事業 ○ 確認検査調書の改善	確認検査調書において、どのような関係書類を確認して検査合格としたのか外部から検証が可能となるよう改善が必要である。	確認事項が明らかとなるよう、確認検査調書に確認事項・関係書類を記載した補助表を作成・添付することとする。(環境森林政策課)
(6) 特色ある緑豊かな地域支援事業 ○ 確認検査調書の改善	確認検査調書において、どのような関係書類を確認して検査合格としたのか外部から検証が可能となるよう改善が必要である。	確認事項が明らかとなるよう、確認検査調書に確認事項・関係書類を記載した補助表を作成・添付することとする。(環境森林政策課)
(7) 木製ベンチ製作業務		
① 入札参加者の準備期間の確保	入札準備期間を現状より長くして、入札参加業者を増やし、競争入札の効果が発揮されるようにするべきである。	県財務規則上、入札準備期間を10日間以上確保することとしているが、平成24年度は20日間確保し、競争入札の効果が発揮されるよう配慮した。(林業振興課)
② 木製ベンチの製作及び配布	奥山林間伐材の有効利用によって木の良さの普及啓発活動の取り組みがPRされていることは評価できる。従って、今後も継続事業として取り組むべきである。	継続して実施する。(林業振興課)
(8) とちぎの森づくり情報センター事業 ○ 森づくりに関する情報の収集・発信のIT技術進歩への対応	IT技術等の進歩に対応する知識及び技術の維持向上に努めるべきである。	とちぎ森づくり情報センターが運用するHP「とちぎの森づくり」の活用等について協議する「とちぎ森づくり情報センター活用促進会議」を開催し、IT技術に精通する構成員から出された意見等を踏まえ、知識及び技術の向上に努めた。(環境森林政策課)
(9) とちぎ「森の	契約変更により、諸手続きが二度手間	随意契約の相手方から参考見積を徴取

<p>楽校（がっこう）」事業 ○ 業務委託費の変更</p>	<p>となっていた。 再契約により、委託金額を減額しているが、当初から前年度の実績値を使用した積算を行い無駄な事務の作業を無くすべきである。</p>	<p>するとともに、前年度の実績を踏まえ精査した上で契約を締結することとした。 (環境森林政策課)</p>
-----------------------------------	--	---